

第2項 文化財保存・公開の場

(1) 歴史民俗資料館

文化財の保存・公開の場として、歴史民俗資料館の整備が進められており、昭和58年度現在、12館ある。そのほか、類似施設が8館ある（表4-3-2）。

今後は、地域の実態に応じた歴史民俗資料館の設置を促進する必要がある。

表4-3-2 歴史民俗資料館等の設置状況

(単位：館)

区分	地域							計
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	
歴史民俗資料館	1	5	2	1	2	1	0	12
類似施設	1	1	2	3	0	1	0	8
計	2	6	4	4	2	2	0	20

注：1. 「福島県の文化行政」(昭58)による。

2. 館数は、市町村立のみである。

(2) 埋蔵文化財センター

近年の地域開発の増加及び大規模化に伴い、埋蔵文化財の調査件数も増加し、発掘された出土品も増加しており、埋蔵文化財の調査研究及び出土品の整理・保存を行うための施設は、県文化センターなどの施設を活用しているが、十分とは言えない状況にある。

したがって、今後は、埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・保存、普及啓発等を行うための施設として、県埋蔵文化財センターの設置を検討する必要がある。

第3項 博物館

(1) 博物館

博物館は、地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示する施設である。昭和58年度における設置状況は、博物館法に規定された登録博物館7館（うち市立2館）、博物館相当施設2館の合計9館であり、市町村における整備が十分とは言えない（表4-3-3）。

表4-3-3 博物館及び博物館相当施設の設置状況

(単位：館)

設置者	種類	施設							計
		総合	歴史	美術	自然科学	動物園	植物園	水族館	
県		0	1	1	0	0	0	0	2
市町村		1	1	0	0	0	0	0	2
法人		1	3	1	0	0	0	0	5
計		2	5	2	0	0	0	0	9

注：「社会教育統計要覧」(昭58)による。

したがって、今後は、広域市町村圏単位の博物館の整備を促進するとともに、既存施設の内容や機能の充実を図る必要がある。

(2) 県立美術館

県立美術館は、優れた美術作品に触れることによって、新たな創造にかりたてる場として、昭和59年7月に開館した。県立美術館は、美術作品の収集・保管・展示に努めるとともに、調査研究・教育普及活動を行っている。しかしながら、美術作品及び美術情報の収集等は十分とは言えない。

したがって、今後は、美術作品の収集を計画的に行うとともに、調査研究を充実して、常設